

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



福島県平田村

策定	令和5年1月6日
改正	
改正	
改正	

1.農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気

の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

平田村は、北緯37度8分から37度16分、東経140度30分から140度37分の間、県の南部、石川郡の北東部に位置する。いわき市と郡山市のほぼ中間にある。

全地域が阿武隈山系の中にあり、地域の西北端にある蓬田岳及び東南端にある芝山をはじめ、標高500～700mのなだらかな山間地帯。冬季の降雪は少ないが厳しい寒気に見舞われる。春の到来は遅いが、4月下旬は梅・桜などがいっせいに開花し、厳しくも豊かな自然環境に恵まれた村である。

村の総面積のうち、田畑及び山林が約89%を占める典型的な中山間地域で農業が本村の基幹産業として地域経済を支えてきた。しかし、生産年齢人口の減少や他産業への人材流出等により、農林業従事者は減少・高齢化の一途をたどっており、産業としての持続可能性が危ぶまれている状況にある。さらに、旧東京電力株式会社(現東京電力ホールディングス株式会社)福島第一原子力発電所事故の影響により、地元農産物の価格低迷や森林整備の停滞等の問題が発生し、事態悪化に拍車をかけている。

このような状況を踏まえ、村では、未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電の整備を促進し、農林業の健全な発展に向けた一助とする。木質バイオマス発電所が稼働することで、未利用間伐材等の長期的かつ安定的な買取による山林所有者及び林業従事者の所得向上はもとより、関連産業の活性化や地元雇用の創出等、地域経済に対する広範な波及効果が期待できる。また、原発事故以降停滞している森林整備が進むことにより、山地災害防止や水源涵養など、森林の有する多面的機能の回復・発揮が図られる。

他方、本村においては恵まれた自然特性を活かして様々な再生可能エネルギーの利用が進められている。村南東部の芝山では風力発電に適した風況が予測されていることから、未利用のエネルギー源として今後の有効な活用が期待されているところである。地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出削減は国際的な喫緊の課題で

あり、その対策として本村においても継続的に再生可能エネルギー利用の普及促進等に取り組む必要がある。

こうした現状や課題を踏まえ、本村の適地に再生可能エネルギー発電設備の整備を促進し、その売電収益の一部を活用しながら農林漁業者の経営力向上や後継者の育成支援等、農林業の健全な発展に資する取組のほか、再生可能エネルギー利用の普及促進等、地球温暖化対策に資する取組を実施する。これらの取組を通して地産地消をベースとした付加価値の増大につながる農林業を推進し、山林農地の有する国土保全・水源涵養などの多面的機能を維持・発揮するとともに、地球環境の保全やエネルギー供給源の多様化に貢献することにより将来にわたって持続可能な地域社会の実現を目指すこととする。

2.再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	地目		面積 (㎡)	備考
	登記簿	現況		
鴿子字坪内 1-6	宅地	宅地	2,448	木質バイオマス 2号機
鴿子字坪内 37-4	宅地	宅地	3,930	木質バイオマス 1号機
永田字酒州 10-5	宅地	宅地	3,748	木質バイオマス 2号機
芝山 1227 林班	山林	山林	-	風力

3.2 の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び

規模

発電設備の種類	発電設備の規模 (k w)	備 考
木質バイオマス発電	1,990	2 基
風力発電	4,200	全体 1 3 基 (域内 1 基)

4.再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効

率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域なし

5.再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全

な発展に資する取り組みに関する事項

番号	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組の内容	備考
1	木質バイオマス発電事業者が、区域内に賦存する未利用材を納入業者から長期的かつ安定的に買い取ることにより、間伐等の森林整備が進められ、林業事業者の所得向上や林業活性化に寄与する取組	
2	木質バイオマス発電設備での地域人材を積極的に雇用し村民の所得向上に寄与する取組	
3	風力発電事業者が設備資材運搬のための作業道の一部を活用した観光事業の振興に寄与する取組	

6.自然環境の保全と調和。その他の農山漁村における再生可能エネルギー

ギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性のある事象に対し、必要に応じて影響の調査・検査等を行うことにより、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上と調和

気候風土に適した形で農林業を営むなかで、地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから、これらの景観が損なわれることのないように配慮を行う。

7.農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発

電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況につ

いての評価

(1) 目標

(ア) 今後5年間(2026年度まで)で、木質バイオマス発電で年間2.9万MWhの発電及び年間5.5万トンの地域産未利用木材の安定供給を図る。

(イ) 今後5年間(2026年度まで)で、風力発電で0.4万MWhの発電を図る。

8.再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備す

る再生可能エネルギー発電設備の撤去及び現状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止または終了する場合は、区域周辺への環

境の保全や安全性の確保を図るため、設備整備事業者の責任において施設の撤去等の対策を行う。また、認定設備整備計画に基づき農地法の特例を受けた土地について、当該計画の内容に反して発電設備及び附属設備の整備を中止する場合は、設備整備者の責任において原状回復措置を講じるものとする。

9.農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10.その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることを確認する。

設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

平田村及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、平田村の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電に取り組む。